

新県立体育館整備事業に係る議案について

新県立体育館の整備については、県において整備予定地を土地開発公社より取得し、造成を行い、施設の設計・建設およびその後の維持管理・運営を、PFI方式により実施することとしており、令和4年(2022年)12月の供用開始を目指し、9月定例会議に次の5議案を上程するものである。

1. 造成に関すること

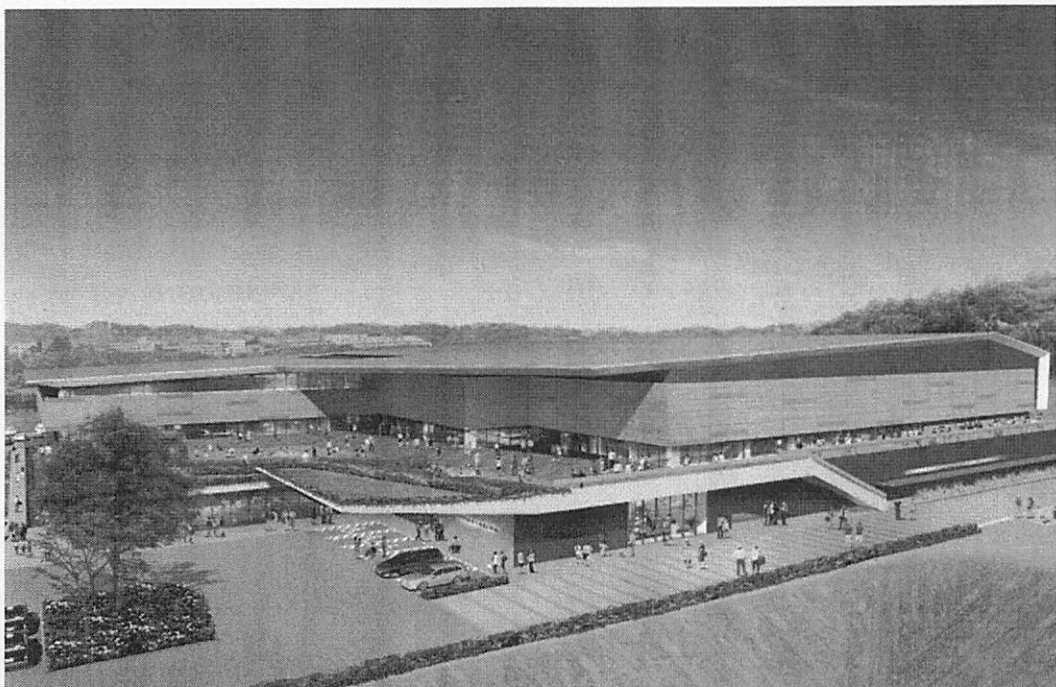
- (1) 議第173号 財産の取得につき議決を求めることについて
- (2) 議第166号 契約の締結につき議決を求めることについて

2. 施設の建設・運営等に関すること

- (1) 議第167号 契約の締結につき議決を求めることについて
- (2) 議第148号 滋賀アリーナの設置および管理に関する条例案
- (3) 議第182号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

■スケジュール

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024 (国スホ)
造成工事 (県)	基本 設計	実施 設計	造成 工事 工期 2019.10~2020.10					
PFI事業		PFI事業者 公募・選定	PFI事業 (設計)	PFI事業 (建設)		★ 供用開始 (2022.12.1)	PFI事業 (維持管理 ・運営)	



■上程議案

1. 造成に関すること

新県立体育館の予定地整備に向けて、土地を取得し、造成を行うため、次の議案を上程する。

(1) 議第173号 財産の取得につき議決を求めることについて

地方自治法第96条第1項第8号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議決を求める。

- ① 財産の種類：土地
- ② 取得面積：113,298.52㎡
- ③ 取得予定価格：180,326,846円
- ④ 取得の目的：新県立体育館整備事業用地

(参考)

財産の所在地：滋賀県大津市上田上中野町、平野二丁目および草津市笠山七丁目

財産の所有者：大津市松本一丁目2番1号
滋賀県土地開発公社
理事長 松野 克樹

(2) 議第166号 契約の締結につき議決を求めることについて

地方自治法第96条第1項第5号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求める。

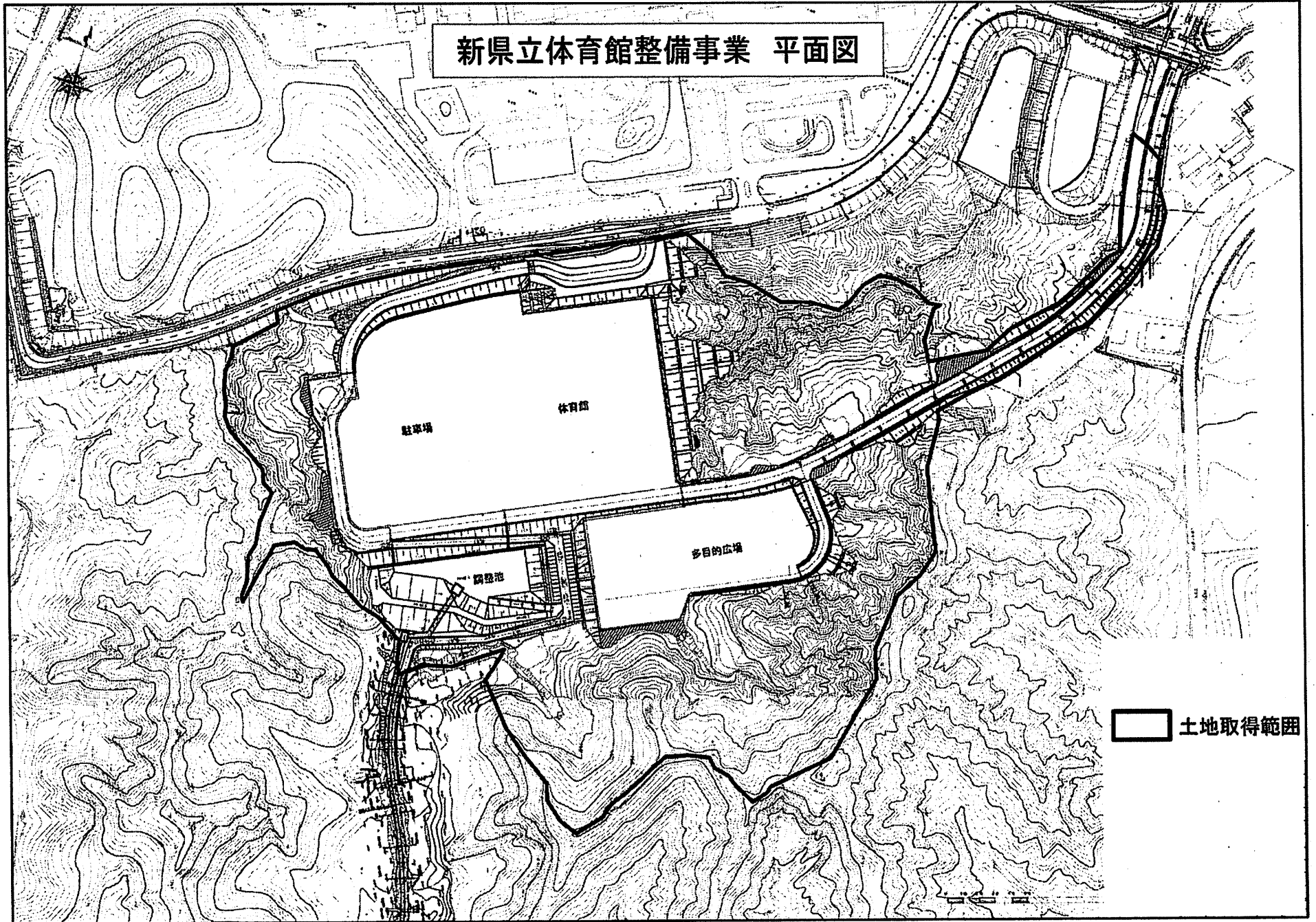
- ① 契約の目的：新県立体育館造成工事
- ② 契約金額：867,900,000円
- ③ 契約の相手方：滋賀県野洲市八夫646番地2
株式会社 吉野組
代表取締役 吉野 勲

(参考)

造成面積：6 ha

工事内容：土工237,300㎡、法面工9,800㎡、擁壁工一式、調整池一式

新県立体育館整備事業 平面図



土地取得範囲

入札結果調書 (第1回)		工事 名称	工事番号	令和元年度第1号	
			工事名	新県立体育館造成工事	
開札日	令和1年9月2日	時間	9時00分	開札場所	電子入札システム
工事 場所	大津市上田上中野町				
番号	業者名	技術評価点	入札価格	評価値	備考
1	株式会社井上工業	141.5	791,299,000 円	17.881	
2	株式会社吉野組	144.5	789,000,000 円	18.314	落札
3	山基建設株式会社	142.0	788,733,000 円	18.003	
4	株式会社昭建	143.0	920,000,000 円	15.543	
5	株式会社大山建設	141.0	789,000,000 円	17.870	
6	株式会社桑原組	144.5	789,000,000 円	18.314	
7	高島鉦建株式会社	142.5	835,000,000 円	17.065	
8	株式会社三東工業社	143.5	860,000,000 円	16.686	
9	株式会社内田組	142.5	788,970,000 円	18.061	
10	たち建設株式会社				辞退
11	西村建設株式会社	142.5	789,900,000 円	18.040	
12	株式会社日建	143.5	790,500,000 円	18.153	
13	杉橋建設株式会社				失格
14	株式会社秋村組	144.5	964,700,000 円	14.978	
15	谷庄建設株式会社	142.5	788,500,000 円	18.072	
工 事 概 要 等	造成工事 A=6ha		<p>評価値の表示については評価値に「100,000,000」を乗じている。上記の入札書記載金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額(該当金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切捨てた金額)が相手方の申込みに係る価格である。</p>		
	土工 237,300m ²				
	法面工 9,800m ²				
	擁壁工 一式				
調整池 一式					
	予定価格(税抜き)		金863,600,000円		
	基準評価値		11.579		
	調査基準価格(税抜き)		金787,729,000円		

仮契約予定年月日	令和元年9月5日	
工事期間	自	本契約成立の日より5日以内の日
	至	令和2年10月30日

2. 施設の建設・運営等に関すること

新県立体育館の施設整備やその後の維持管理・運営に向けて、契約の締結および指定管理者の指定を行うため、次の議案を上程する。

(1) 議第167号 契約の締結につき議決を求めることについて

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定に基づき、議決を求める。

- ① 契約の目的：新県立体育館の施設整備、開業準備、維持管理および運営
- ② 契約金額：9,717,350,204円
- ③ 事業期間：契約の締結の日から令和19年3月31日まで
- ④ 契約の相手方：滋賀県大津市におの浜一丁目1番24号
しがクロス株式会社（※）
代表取締役 荒 健

(※) 日立キャピタル株式会社を代表企業とする落札グループが本事業を実施するために設立した特別目的会社

【落札グループ】※下線は県内企業

- 日立キャピタル株式会社 ○株式会社梓設計 関西支社
- 大成建設株式会社 ○滋賀県建築設計監理事業協同組合
- 株式会社桑原組 ○株式会社内田組 ○株式会社ハリマビシステム
- 協栄ビル管理株式会社 ○西武造園株式会社
- 美津濃株式会社 ○南産業株式会社 ○ラグスタ株式会社

(参考) 事業者提案概要

●施設概要

建物	
階数	地上3階
メインアリーナ面積	2,916.96㎡
サブアリーナ面積	1,321.58㎡
メインアリーナ観客席	1階席2,516席、2階席2,500席
サブアリーナ観客席	2階席200席
その他諸室(主なもの)	トレーニング室、スポーツ・体力測定室 多目的室、大会議室、小会議室(4室) 事務室、応接室、医務室、キッズルーム 授乳室
その他施設	
多目的広場	約8,000㎡(一部人工芝)
駐車場	900台(常設517台、臨時383台)
駐輪場	自転車170台、原付・自動二輪車30台

●維持管理運営

期間：14年4カ月 (令和4年(2022年)12月 ～令和19年(2037年)3月)	アリーナの管理、運営 トレーニング室・体力測定室の管理、運営 駐車場・駐輪場の管理、運営 自由提案事業 等
--	--

(2) 議第148号 滋賀アリーナの設置および管理に関する条例案

地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、公の施設の設置および管理に関する事項を条例により定める。

① 設置について（第1条関係）：

スポーツおよび文化の普及振興を図るとともに、県民の心身の健康づくりに資するため、「滋賀アリーナ」を設置する。

② 業務について（第2条関係）：

スポーツ等の普及振興を図るための各種行事の実施および施設・設備器具の提供等の業務を行う。

③ 開館時間等について（第3条、第4条および7条関係）：

施設の開館時間や施設の使用承認等について定める。

④ 使用料について（第5条および別表関係）：

施設の使用料の額および納付の方法等について定める。

⑤ 施設の変更禁止等について（第6条および第8条関係）

施設・設備の変更禁止および現状回復について定める。

⑥ 指定管理者の指定の手續等について（第9条～第13条関係）：

指定管理者に管理業務を行わせることができるとし、指定管理者の指定の手續、管理の基準等について定める。

⑦ 利用料金について（第14条および別表関係）：

利用料金の決定方法、納付の方法等について定める。

⑧ その他

条例は、規則で定める日から施行することとする。ただし、施行の前においても、この条例の規定の例により指定管理者の指定の手續など準備行為を行うことができることとする。

(3) 議第182号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

① 公の施設の名称：滋賀アリーナ

② 指定管理者：滋賀県大津市におの浜一丁目1番24号

しがクロス株式会社

代表取締役 荒 健

③ 指定の期間：

滋賀アリーナの設置および管理に関する条例の施行の日から令和19年3月31日まで

滋賀アリーナの設置および管理に関する条例案要綱

1 制定の理由

スポーツおよび文化の普及振興を図るとともに、県民の心身の健康づくりに資するための施設として、滋賀アリーナを設置するため、滋賀アリーナの設置および管理に関する条例を制定しようとするものです。

2 概要

- (1) スポーツおよび文化の普及振興を図るとともに、県民の心身の健康づくりに資するため、滋賀アリーナを大津市上田上中野町および平野二丁目ならびに草津市笠山七丁目に設置することとします。(第1条関係)
- (2) 滋賀アリーナの業務について定めることとします。(第2条関係)
- (3) 滋賀アリーナの開館時間および休館日について定めることとします。(第3条関係)
- (4) 滋賀アリーナの施設の使用の承認およびその取消し等について定めることとします。(第4条および第7条関係)
- (5) 滋賀アリーナの使用料の額および納付の方法等について定めることとします。(第5条および別表関係)
- (6) 滋賀アリーナの施設および設備の変更の禁止ならびに原状の回復について定めることとします。(第6条および第8条関係)
- (7) 地方自治法(昭和22年法律第67号)に定める指定管理者に管理業務を行わせることができることとし、指定管理者の指定の手續、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に規定する選定事業者を指定管理者に指定する場合の手續の特例、管理の基準等について定めることとします。(第9条～第13条関係)
- (8) 指定管理者が管理業務を行う場合には、利用料金を指定管理者に納入しなければならないこととし、その額の決定方法、納付の方法等について定めることとします。(第14条および別表関係)
- (9) その他
 - ア この条例は、規則で定める日から施行することとします。ただし、イの規定は、公布の日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に必要な準備行為を定めることとします。